別記様式第三（第一条の十五関係）

金融事業者再就職者から依頼等を受けた場合の届出

年　　月　　日

年金積立金管理運用独立行政法人理事長　殿

年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）第17条第５項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。
この届出書の記載事項は、事実に相違ありません。

1　届出者

（ふりがな）　（　　） 氏　名　　㊞	地　位

2　要求又は依頼をした金融事業者再就職者の氏名等

（ふりがな）　（　　） 氏　名	要求又は依頼が行われた日時 年　月　日　時
勤務先金融事業者の名称	地　位

3　要求又は依頼の内容

別記様式第四（第一条の十六関係）

役員又は管理若しくは監督の地位に就いていた者が再就職した場合の届出

（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年法律第105号）第17条の２関連）

年　　月　　日

年金積立金管理運用独立行政法人理事長　殿

住　所
氏　名
電話番号

年金積立金管理運用独立行政法人法第17条の２の規定により、次のとおり届け出ます。

1	（ふりがな） 氏名	（　　）
2	生年月日	年　月　日
3	離職時の地位	
4	離職日	年　月　日
5	再就職日	年　月　日
6	再就職先の金融事業者の名称	
7	再就職先の金融事業者の業務内容	
8	再就職先の金融事業者における地位	
9	求職の承認の有無	□有　□無

附　則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。